ただいま上程されました議案の御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきまして、本県の新規感染者数は、全国と同様に爆発的に増加しており、全療養者数が過去最多となるなど、危機的状況が続いていることから、緊急事態宣言の実施区域への追加を国に要請し、今月20日から来月12日までを期限として適用となりました。さらに、昨日には、8道県の追加が決定され、現在、緊急事態宣言の実施区域は21都道府県、まん延防止等重点措置の実施区域は、12県となっております。

県といたしましては、こうした感染状況等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策本部会議におきまして、栃木県における緊急事態措置を決定し、これまで以上に強力に感染防止対策を進めることといたしました。

県民の皆様には、医療機関への通院や食料等の買い出しなど、生活や健康の維持に必要な場合を除き、外出自粛を要請しているところであり、特に、20時以降の不要不急の外出を自粛するようお願いしております。

事業者の皆様には、テレワークの推進等による出勤者数の7割削減を目指す取組への御協力をお願いしているほか、飲食店等に対しましては、休業や営業時間の短縮等を要請しております。また、百貨店の地下の食品売り場や大規模商業施設につきましては、入場者の整理等の徹底をお願いしております。

さらに、2学期を迎える県立学校につきましては、時差登校や短縮

授業を基本として、感染防止対策をこれまで以上に徹底しながら教育 活動を実施することとしており、市町の公立学校に対しましても、感 染状況に応じた対応を依頼いたしました。

加えて、軽症者等の健康管理等を適切に行うため、宿泊療養施設の 拡充や自宅療養者に対する医療提供体制の確保に取り組むことといた しました。

一方、ワクチン接種の早期完了に向けましては、「とちぎワクチン接種センター」における接種枠を拡充するとともに、新たな接種会場の設置について準備を進めて参ります。

現在、重症者数の増加に伴い、医療提供体制への負荷が高まっており、救急医療など重要な一般医療に制限が生じる医療崩壊が現実となりつつあります。デルタ株の影響等により、10歳未満を含む若い世代の感染割合が増加しているほか、事業所等におけるクラスターが頻発しておりますので、県民や事業者の皆様には、改めて、マスクの着用や換気、手洗い等の基本的な感染防止対策はもとより、密閉、密集、密接のそれぞれの密の回避、いわゆるゼロ密の徹底や、5人以上による飲食・飲酒の自粛など、感染から自分を守る、家族を守る行動を実践くださるよう強くお願い申し上げます。

今後とも、県民の命と健康、暮らしを守るため、国や市町、関係機 関等と緊密に連携し、必要な対策に万全を期して参ります。

次に、議案の概要について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症に関し、感染の急拡 大に対応するため、宿泊療養施設の医療提供体制の強化や施設数の追 加を行うとともに、ワクチン接種体制の強化を図るほか、本県が緊急事態宣言の実施区域になったことを受け、営業時間短縮協力金の支給対象店舗を拡大するなど、必要な対策を迅速かつ適切に講じることとして編成したところであります。

この結果、歳入歳出補正予算の総額は、 149億 1,700万円となり、 既計上予算と合わせた予算総額は、1 兆 763億 9,740万円となります。 この財源といたしましては、国庫支出金及び諸収入を充てることと

何とぞ、よろしく御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。

いたしました。